

## 議案第23号

### 川崎市基本計画の改定について

川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第15条第1項の規定に基づき、平成27年12月に定めた川崎市基本計画を次のとおり改めるものとする。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

### 川崎市基本計画

#### 目次

I 趣旨・目的

II 計画期間

III 政策の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1－1 災害に強いまちをつくる

政策1－2 安全に暮らせるまちをつくる

政策1－3 水の安定した供給・循環を支える

政策1－4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

政策1－5 生命と健康を守る

基本政策2 子どもを安心して育てるこことできるふるさとづくり

政策2－1 安心して子育てできる環境をつくる

政策2－2 未来を担う人材を育成する

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

政策3-2 豊かな自然環境をつくる

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 地域経済を活性化する

政策4-2 臨海部を活性化する

政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

政策4-4 総合的な交通体系を構築する

政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

政策4-6 デジタル技術を活用する

政策4-7 都市の魅力を発信する

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

## I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、

基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

## II 計画期間

令和8（2026）年度から令和19（2037）年度までの12年間

## III 政策の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害に強いまちをつくる

大規模地震や風水害など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざま  
な災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていく必  
要があります。

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、まちの耐震化や不燃化、浸水対策、消防力の強化を着実に進めるとともに、行政と市民、団体、企業等が連携し、自助・共助・公助の役割のもと、地域社会全体で力を合わせながら、災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

#### 政策 1－2 安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、地域の生活基盤となる道路等を適切に維持・管理し、安全で快適な市民の暮らしを支えます。

#### 政策 1－3 水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化など、自然災害リスクが増大する中、将来にわたり安定して機能させることが求められています。

持続可能な上下水道機能を確保するため、水道水の安定供給と健全な水循環の形成に取り組みながら、施設の耐震化や、浸水、老朽化対策を計画的に進めます。

#### 政策 1－4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

急速な高齢化の進行に伴い、支援が必要となる高齢者の更なる増加が見込まれます。健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化し、地域のさまざまな主体が支え合い、助け

合うことで、高齢者や障害者をはじめとした、誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

また、セーフティネットである社会保障制度を適切に運営し、市民の暮らしの安心を保障します。

#### 政策 1－5 生命と健康を守る

高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

#### 基本政策 2 子どもを安心して育てるこことのできるふるさとづくり

##### 政策 2－1 安心して子育てできる環境をつくる

子どもを取り巻く環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

##### 政策 2－2 未来を担う人材を育成する

社会の不確実性が高まり、子どもたちが将来を描きにくい状況にある中、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活

かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

### 基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

#### 政策3－1 環境に配慮したしきみをつくる

本市はこれまで、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者などとの協働により、地球温暖化対策や、廃棄物の減量、資源化等に取り組んできました。一方で、猛暑による健康被害や集中豪雨による浸水被害など、気候変動問題は深刻化し、市民生活にもさまざまな影響をもたらしています。

持続可能な社会を実現するため、大気や水など地域環境の更なる改善を図りながら、気候変動の影響から市民を守る取組を進めるとともに、多様な主体との連携を一層強化し、温室効果ガスの排出量削減や資源循環に向けた取組を着実に推進します。

#### 政策3－2 豊かな自然環境をつくる

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々にやすらぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、その存在自体に大きな価値があります。

こうした自然環境を市民の貴重な財産として次世代に継承するため、市民や企業など多様な主体と力を合わせて、保全・創出・育成に取り組みます。

### 基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

#### 政策4－1 地域経済を活性化する

急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれる中、地域の活力を維持するためには、技術革新や働き方の多様化など、社会経済環境の変化を的確

に捉えながら、市内産業を持続的に発展させることが不可欠です。

医療、福祉、環境など、社会的課題の解決に資する分野におけるイノベーションの創出を促進するとともに、市内経済を支える中小企業の競争力を高め、地域産業の基盤強化につなげます。

また、川崎の魅力を活かした誘客や、地域に根ざした商業、農業の振興に加えて、若者や女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境を整え、地域経済の好循環を生み出し、活力を高めます。

#### 政策4－2 臨海部を活性化する

臨海部では、製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスや環境技術など成長分野の集積が進み、かつてない規模の土地利用転換も始まっています。

羽田空港との近接性等を活かしながら、日本経済を牽引する高度な産業集積と、新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、多様な人材の集積や、新技術の創出につながる拠点のマネジメントに取り組みます。

また、臨海部のカーボンニュートラル化を推進するとともに、港湾物流拠点の形成や市民に親しまれる港づくりを進めます。

#### 政策4－3 魅力ある都市拠点を整備する

本市では、首都圏における地理的優位性を活かし、多様な都市機能の集積を進めています。都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、急速な高齢化の進行を見据え、誰もが暮らしやすい都市環境の実現に向けて、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地

域生活拠点を形成し、身近な地域が連携したまちづくりを進めます。

#### 政策 4－4 総合的な交通体系を構築する

首都圏における交通ネットワークの強化に向けて、既存施設を最大限に活用し、広域交通の円滑化とともに、拠点間の連携など経済活動や市民生活を支える交通環境の形成を図ります。

また、急速な高齢化の進行や公共交通分野における人手不足等の課題に対応するため、地域の実情に応じた柔軟な交通サービスの導入など、誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通環境の形成を図ります。

#### 政策 4－5 スポーツ・文化芸術を振興する

本市には、トップレベルのスポーツや質の高い芸術に触れる機会が豊富にあり、世界水準の音響性能を誇る「ミューザ川崎シンフォニーホール」をはじめ、魅力的な施設も数多く立地しています。こうした地域資源を活用し、市民の間でさまざまな活動が育まれており、近年ではブレイキンなど、若者を中心とした新しい文化も定着しつつあります。

これらの活動は、健康づくりや創造性の育成、人と人とのつながりの促進、さらには地域の魅力の向上にも寄与するものであり、誰もがスポーツや文化芸術に親しめるまちづくりを進めます。

#### 政策 4－6 デジタル技術を活用する

人口減少の進行により人手不足の拡大が見込まれる中、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術の活用がこれまで以上に重要となります。

行政手続のオンライン化をはじめ、公共データのオープン化や情報セキュリティの確保、情報機器に不慣れな方への対応など、市民の利便性や行政の信頼性の向上に資する行政サービスのデジタル化を推進します。

#### 政策 4－7 都市の魅力を発信する

本市では、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、スポーツや音楽、多摩川をはじめとした自然環境など、多様で魅力的な地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積により、都市のポテンシャルも高まっています。

こうした川崎の強みを活かし、市民の愛着と誇りを高めるとともに、都市イメージの更なる向上を図るため、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

#### 基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

##### 政策5－1 参加と協働により市民自治を推進する

少子高齢化の進行等により、地域の課題がますます複雑化・多様化する一方で、豊富な経験を持つシニア世代、社会貢献に関心を持つ若い世代、地域で活動する団体や企業などの取組も進められています。こうした多様な主体による協働・連携を一層推進し、地域課題の解決に取り組みます。

また、区役所を中心に行政サービスの利便性向上を図るとともに、地域の人材や特性を活かして課題に応じたコミュニティ形成を促進し、市民の主体的な活動を支えます。あわせて、生涯学習の機会を通じて、人と人とのつながりを広げるとともに、子どもから高齢者までが互いに学び合い、成長し合える地域を育みます。

##### 政策5－2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

人と人とのつながりの希薄化や、戦争体験者の高齢化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性の尊重に向けた取組を進めます。

## 参考資料

### 改 定 要 旨

本市の持続的な発展に向け、新たな計画期間のもと、この間の環境変化等を踏まえ、現行の考え方を基本としながら、必要な見直しを行うものである。